

尾鷲圏域県管理河川における 水防災意識社会の再構築に向けた取組 (案)

平成30年3月29日

尾鷲圏域県管理河川水防災協議会

尾鷲市、紀北町、気象庁津地方气象台
三重県紀北地域活性化局、三重県尾鷲建設事務所
【オブザーバー】国土交通省 中部地方整備局

目 次

1 . はじめに	1
2 . 協議会の構成.....	2
3 . 目的.....	3
4 . 概ね5年間で実施する取組.....	4
5 . フォローアップ.....	6

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、県管理河川についても水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

これらのことから、尾鷲圏域県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う尾鷲市、紀北町、気象庁津地方气象台、三重県、(オブザーバー：国土交通省中部地方整備局)が「尾鷲圏域県管理河川水防災協議会」(以下「協議会」という。)を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、尾鷲圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水に関する取組等、大規模な氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担や実施時期を示す「尾鷲圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」(以下「取組」という。)をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

2 . 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
尾鷲市 紀北町	市 長 町 長
気象庁津地方気象台	台 長
三重県 紀北地域活性化局 尾鷲建設事務所	局 長 所 長
【オブザーバー】 国土交通省 中部地方整備局	地域河川課長

3 . 目 的

協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものとするを目的とします。

目的達成のための取組項目

今後概ね 5 年間で以下の項目に取り組みます。

- (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- (2) 的確な水防活動のための取組
- (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりです。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・水位周知河川の情報を町長に直接電話等で伝えるホットラインの運用を行います。	赤羽川 船津川 銚子川 (水位周知河川)	平成29年度から実施	三重県 紀北町
2	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。	赤羽川 船津川 銚子川 (水位周知河川)	平成31年度出水期まで	三重県 紀北町
3	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。	浸水想定区域内の要配慮施設	平成33年度まで	紀北町
4	【想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成し、町に提供し、説明を行います。	赤羽川 船津川 銚子川 他	平成31年度	三重県
5	【洪水ハザードマップの作成・配布】 ・内水浸水想定区域図を作成します。 ・洪水浸水想定区域図と内水浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップを作成し、住民に配布します。	赤羽川 船津川 銚子川 他	平成33年度まで	紀北町

6	【浸水実績等の周知】 ・過去に実施した浸水検討や浸水実績などの資料を市町に提供し、避難等を的確に行えるよう支援をします。	対象全河川	随時	三重県 尾鷲市 紀北町
7	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。	全ての小中学生等	毎年、継続して実施	三重県 尾鷲市 紀北町
8	【危機管理型水位計、量水標の設置】 ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置を行います。	対象全河川	要請に応じて実施検討	三重県 尾鷲市 紀北町
9	【防災気象情報の改善】 ・大雨（浸水害）洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにします。	全ての地区	平成29年7月から実施	津地方気象台

(2) 的確な水防活動のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
10	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・県と市町が重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図ります。	対象全河川	毎年、継続して実施	三重県 尾鷲市 紀北町
11	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。	各会場	随時	尾鷲市 紀北町
	・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。	毎年、1河川を選定	毎年、継続して実施	三重県 尾鷲市 紀北町

12	【樋門・水門等の施設の確実な運用体制の確保】 ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。	尾鷲市 紀北町	毎年、継続して実施	尾鷲市 紀北町
----	---	------------	-----------	------------

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
13	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)】 ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。	対象全河川	毎年、継続して実施	三重県
14	【決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)】 ・決壊までの時間を少しでも引きのばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏法保護工を実施します。	赤羽川	毎年、継続して実施	三重県

5 . フォローアップ

毎年、出水期前に、前年度の出水時の対応について振り返るとともに、取組の進捗状況を確認する等フォローアップを行い、必要に応じて取組の見直しを行います。